

第2024-26690-0
令和7年1月24日

北栄町長 手嶋俊樹様
北栄町議会議長 野田秀樹様
北栄町教育委員会教育長 笠見隆志様
北栄町農業委員会会長 竹原正純様

北栄町監査委員 森耕生

北栄町監査委員 秋山修

令和6年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 令和6年11月26日（火）～28日（木）
- 2 監査対象 全課
- 3 監査概要
 - （1）令和5年度補助金状況について
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。
 - （2）工事状況について
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。
 - （3）現地視察
施設等に立ち入って現地の状況確認を実施。

4 監査意見

(1) 補助金状況について

監査の結果、良好に処理されていた。

今後も、補助金等の交付の手続が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適切に執行されているかを検証されたい。

(2) 工事状況について

入札及び契約関係書等を調査した結果、事務処理は適正であった。

随意契約の工事については、起案書の記載をもとにその適正性を確認した。

また、設計や施工管理等の工事関係書類の調査、工事現場における施工状況の調査の結果も、おおむね適正であると認められた。

(3) 現地視察

現金並びに郵便切手、町指定ゴミ袋の実際有高と帳簿残高を突合し、残高相違がないことを確認した。また、帳簿の備え付け状況、現金等の保管状況を確認し、適正に管理されていることを確認した。

(4) 現金管理について

北栄町財務規則第227条（事故の報告）において、現金、有価証券等の亡失又は毀損があったときの事務処理及び報告についての定めがあるが、実際有高が帳簿残高を上回る場合の処理規定は定められていない。今後、このような状況も想定されることから、現金管理等についてのルール作りを検討されたい。

以上